

第9回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月26日（金）午後1時30分から午後2時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 11番 安田 伸二
12番 坂野 幸夫 14番 杉本 峯一
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 10番 金子 辰四郎
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第9 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第9回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。なお、欠席の申し出が金子委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程にしたがって進めて参ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、1番 黒川委員と2番 近藤委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第8回の総会以降の諸般について、報告いたします。

3月22日蘭越町中山間地域等直接支払対象基準検討委員会会議に出席しております。3月19日北海道農業会議総会第90回総会ですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、不特定多数の方が屋内において長時間に渡り同じ場所に集まる状況は、未だ時期尚早との判断に至り、出席を自粛しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1～NO3について、上程します。事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。令和3年3

月26日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇〇番〇外〇筆、田で〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。契約期間は平成24年10月23日から令和4年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年3月10日、土地引渡の日は令和3年3月26日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇さん、〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和2年1月31日から令和12年1月29日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年3月17日、土地引渡の日は令和3年3月26日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番〇筆、田で〇〇㎡、です。契約期間は令和2年1月31日から令和7年1月29日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和3年3月17日、土地引渡の日は令和3年3月26日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

議長

担当委員から、順次補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号1番について説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所ですけれども、住所〇〇のほうの場所ですけれども、〇〇さん宅から少し〇〇よりに戻った所から路面道路が〇〇に抜ける道路があるのですけれども、そこをずっと入っていきまして、〇〇さんの家を過ぎまして、左側の山手の方にあります。それと〇〇さんの家の周り10筆ですね、それと、先ほどの路面道路入っていきまして、〇〇があるのですが、そこから過ぎたところから〇〇の方に入っていった所に6筆あります。それから〇〇の手前を山手に上がっていった所に1筆あります。

5番
(岩間委員)

番号2番について説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇さんの住宅の裏側になります。

番号3番について説明いたします。内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇線ですね、ずっと入

りまして、一番手前側〇〇さんの家の裏側の所になります。元の〇〇さんの家の裏側になります。それとちょっと〇〇さんの川のすぐ縁とそれから〇〇さんの家の前側とちょっと過ぎた〇〇さんとの間の部分になります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

本案について、原案のとおり受理することとします。
日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
NO1～NO7について、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年3月26日 提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田で〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。権利の区分は使用賃借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和13年3月25日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号

については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。賃借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇番は〇〇円、その他3筆は〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和8年3月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。賃借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和8年3月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。賃借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法

第3条許可の日から令和4年3月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。新規の貸し付けです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和4年3月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、引き続き、借主の圃場の中にある町有地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和8年3月25日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、引き続き、借主の圃場の中にある町有地を貸し付けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号7番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の規模拡大のため、農地を譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円、畑が〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため譲渡するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

担当委員の補足説明を願います。

5 番 (岩間委員)

NO1及びNO2について、内容については事務局説明の通りです。場所につきましても、先ほど第1号議案で出てきた場所でありませけれども、面積が若干違ってませけれども、うちらの方で確認した所であります。

NO2につきましても、〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の部分です。内容につきましても事務局説明の通りです。場所につきましても、先ほど説明にありました〇〇線の〇〇さんの裏にずっとありませ、〇〇の方に行きませ、ずっと上がっていきませ〇〇さんの家の前側の道路側一角になります。

議 長

NO3について

16 番 (伊藤委員)

NO3について内容につきましても事務局説明の通りです。場所ですけれども、〇〇さんの道路向かい1筆とそれから〇〇にずっと向かって一番最後の所になります。

7 番 (西元委員)

NO4とNO5に関しまして、ご説明申し上げます。〇〇さんが、離農するということで農地の貸付の案件でございます。相生3にある案件を〇〇さん、〇〇にある〇〇さんの案件を〇

○という事です。場所を詳しく説明致しますと、○○にある農地に関しましては、○○さんの住宅の裏側、○○線、○○に行くところの三差路の所にある1筆が○○のほうの土地になります。○○の土地に関しましては、○○の一番奥とありますが、山手側とありますが、山沿いにある農地になります。

議 長

NO6について

11番
(安田委員)

NO6について説明致します。内容につきまして事務局説明の通りです。場所ですが、○○さんの住宅の裏の畑の一番奥になります。

議 長

NO7について

6番
(宮武委員)

NO7についてご説明いたします。内容に対しまして事務局説明の通りです。場所に対しましては○○から○○を渡りまして○○のTの字の交差点を400M手前を左側に曲がり、300Mほど進んだ右の圃場とそれから左に曲がって○○さんの家のま向かえと家の横となっております。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1～NO7について、原案のとおり決定し、許可することとします。

NO8について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、○○委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(○○委員退席)

再開します。

NO8について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸借理由は、後継者に経営を移譲するため、引き続き、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和13年3月25日までの10年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、引き続き、経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

担当委員から、補足説明を願います。

3番
(高山委員)

内容は事務局説明の通りです。場所ですけれども、数が多いのでこの地図を見ながらこの地図を見まして左側が〇〇方面、右側の方が〇〇方面、下の方が〇〇方面になります。上が〇〇のほうになるのですけれども。〇〇からずーっと〇〇まで説明したいと思います。〇〇、〇〇ちょっと黒いやつで右側の方〇〇ですか、入っているんですけれども、〇〇の土地でひよろ長い土地があるんですけれども、そこが〇〇、〇〇です。〇〇さんの住宅のすぐそばです。〇〇さんの自宅より上の方へずーっといきますと、〇〇の少し下にあると思いますけれども、その土地です。〇〇さんの自宅より少し下がって所の水田です。〇〇、〇〇、〇〇さんの自宅よりまた、〇〇のほうに向かひまして、右側の方に川沿いのすぐそばに水田がありまして、近くには〇〇さんの住宅もあります。〇〇、これは左側の上の方なのですが、〇〇のすぐ隣です。〇〇、〇〇、〇〇から〇〇へ行く道をずっと入って行かひまして、〇〇の右側のほう300Mくらいの川沿いの字図で言えば一番下の所です。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO8については、原案のとおり決定し、許可すること
とします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

日程第6、議案第3号

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定についてを議題とします。

NO1～NO6について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法
第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の
農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和3年
3月26日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権の
設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇
㎡、畑で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成
立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期
はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月
末日です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済
水張面積価格で〇〇円、畑が〇〇円です。譲渡理由は、営農が
困難なため農地を譲渡するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月末日です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号1番から2番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月末日です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月末日です。価格は〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号3番から4番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記

載のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和3年5月1日、対価の支払期限は令和3年4月末日です。価格は総額で 〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難なため農地を譲渡するものです。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。価格は〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、引き続き、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

議 長

担当委員から順次、補足説明を願います。

8番
(吉田委員)

NO1・2について説明いたします。内容につきまして事務局説明の通りです。10a当たり〇〇円単価申請になっているのですが、この圃場中山間の担当農地となっておりまして、のり面が長くて田んぼとして使う上でため池を利用してため池に水を入れるまでの間にパイプで300Mほど伸ばして水を持ってきているというふうに聞いてまして、非常に厳しい所という事でこの単価申請となった聞いております。場所につきましては、先ほどの〇〇で出てきた場所なんですけど、〇〇と〇〇

を〇〇側に進みまして〇〇さんの住宅の手前側にある山側にある農地。NO2の農地ですけど、NO1の農地内にある細長く区切られた土地となっておりますので宜しくお願い致します。

議 長

NO3・4について説明をお願いします

6番
(宮武委員)

NO3・4の説明いたします。内容に対しましては事務局説明の通りでございます。場所につきましては、〇〇から〇〇さんに向かって〇〇さんを左に曲がりまして一番突き当りの〇〇さんの家の周りになっております。NO4についてもご説明いたします。内容に対しましては事務局ご説明の通りでございます。場所に対しては、先ほど〇〇さんの場所の角の同じ圃場となっておりますので、宜しくお願い致します。

議 長

NO5について説明をお願いします。

2番
(近藤委員)

NO5についてご説明いたします。内容については事務局説明の通りであります。場所につきましては、〇〇から〇〇に上がって行って1Kほど上流行き止まりになりますけども〇〇さんの住宅の周りになりますので宜しくお願い致します。

議 長

NO6について説明をお願いします。

13番
(坂井委員)

NO6についてご説明いさせて頂きます。内容につきましては事務局説明の通りでございます。場所なのですが、〇〇を右に曲がりまして約1Kほどの行った所に〇〇があります。その裏側になります。宜しくお願い致します。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1～NO6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。
NO7について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。

なお、〇〇委員はNO8、NO9についても同様の理由から引き続き退席を求めます。
暫時休憩します。（〇〇委員、〇〇委員退席）

再開します。

NO7について、事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番外〇筆、田が〇〇m²です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

議 長

担当委員から補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

NO7の説明をいたします。内容は事務局説明の通りです。
場所は、〇〇線の〇〇さん宅の裏手になります。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO7について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩といたします。（〇〇委員着席）
再開します。

NO8～NO9について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。価格は〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。価格は〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇円です。貸付理由は、営農が困難であるため、契約を更新して、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件

としては、経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

担当委員から、補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

NO8・9説明いたします。内容は事務局説明の通りです。NO8の場所なのですけれども、〇〇線沿いの〇〇斜め向かいになります。NO9ですけれども、〇〇線沿いの〇〇の裏手にあります。以上です。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO8～NO9について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

暫時休憩といたします。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第7、協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを協議いたします。

事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、令和3年3月26日提出、蘭越町農業委員長名。

日程7協議第1号「農業委員会の適正な事務実施に向けた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」活動計画については、平成21年の農業委員会法の改正に伴い、適正な事務実施に向けた計画を策定することとなり、基本的には活動計画を3月の総会で審議いただいて、ホームページで公表し、6月までに農水省に報告することになっております。

本計画の数値は農林業センサスに基づいて策定することになっており、昨年2020年に実施されておりますが、公表がまだ先のため2015年の数値により記載しておりますので了承願います。

総農家数等につきましては、記載のとおりとなっております。

現在、専門委員会で今後の担い手対策について検討が必要と判断しており、本町としても担い手確保、農地集積の具体的な対応策等を打ち出し、農業委員会としても町へ提言する必要があると考えられます。

次のページに移っていただきまして、担い手への農地の利用集積、集約化ですが、これまでの集積面積は3,605ha、集積率90.4%となっております。目標としまして、3,655ha、新規集積面積30haとさせていただきます。

次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、新規参入を見込み、1経営体、参入面積0.5haとさせていただきます。

次のページに移っていただきまして、最後に遊休農地に関する措置ですが、昨年10月に実施しました農地パトロールで蘭越町の遊休農地が12haとなっております。数字的には少ないとは思いますが、解消目標として、10%の1.2haとさせていただきます。

違反転用への適正な対応ですが、今回も違反転用と判断される案件はありませんでしたので、今後も継続していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、令和2年度の点検、評価につきましても、今後整理し、6月の総会に上程する予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上、今後1年間の目標及び達成に向けた活動計画案として策定しましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、説明がありましたが、ご意見やご質問などありませんか。

(意見等が無ければ)

それでは、このとおり、北海道と国（農林水産省）へ提出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは提出することとします。

日程8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和3年3月26日提出、蘭越町農業委員長名。

令和3年3月3日付けで、〇〇さんから全農地の〇〇について、同じく同日付けで、〇〇さんから、全農地の〇〇外〇筆について、同月5日付けで、〇〇さんから、全農地の〇〇番外〇筆について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

(質疑応答)

以上で、よろしいですか。

(異議なし)

それでは提出することとします。

日程9、報告第2号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について事務局から報告願います。

事務局
(木村局長)

報告第2号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について、令和3年3月26日提出、蘭越町農業委員長名。

農地のあっせんの取り組みについて報告致します。

農地のあっせんの申出者〇〇については、1月29日から2月9日までの期間〇〇農事組合を対象に公募した所、1形態〇〇の申請がありました。2月19日に農地あっせん委員会を開催しております。現状土地利用状況周辺の隣接圃場等考慮した結

果、公募の申請をした〇〇にあっせんをする事と決定致しました。本件の場合、本総会第3号農業形態基盤強化促進法第18条による農用地利用修正計画の決定におきましてまた、賃貸借の部分につきましては、農地中間管理機構解約に期間をようしておりまして来月の4月の総会で上程する予定として取り進めております。つぎにもう1人〇〇につきましては、同じく1月29日から2月9日までの期間〇〇農事組合を対象に公募しております。1形態〇〇の申請がありましたが、2月19日に農地あっせん委員会にあっせんに出したにも関わらず、受手に難色を示したため、協議が必要だと判断をいたしました。そこで、一度会議を保留という事でしたのですけれども、その後3月2日〇〇からあっせん要請の取り下げの内書が当事務局へ提出されております。そのためあっせんは取り下げとさせて頂いております。農地が宙に浮いている状態だったのですけれども、その後参考までに報告させていただきますが、あっせん取り下げをした農地につきましては、今回議案第2号農地法第3条の規定による許可申請におきまして受けて指定の売買として上程させていただきます。以上農地あっせんの取り組みの報告いたします。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

(質疑応答)

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

- ① 次回総会日程 4/28 (水) 開催時刻は 4/21 までに開催案内を発動させていただきます。その時に時刻も記載しておりますので、十分注意してご覧ください。
- ② 後志地方農業委員会連合会及び山麓地区農業委員会協議会定期総会につきましては、後志地方の連合会の事務局が共和町なのですけれども、4/15 開催の予定という事で連絡受けております。こちらは会長のみのお出席で通常であれば会長及び事務局長の予定であります。今回は中止という事であり。山麓の

協議会ですけれども、私最初に来た時に2回行ったような気がするのですけれども、例年であれば4月の頭第一週にですね、洞爺湖に行ってみんなと一緒にやるのですけれども、倶知安の農業委員会の事務局長が定年退職で、まだ事務進めておりません。4月に連絡があり次第連絡致します。

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第9回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時25分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟